

# 家電リサイクルに関連するその他の動きについて

平成29年12月4日  
環 境 省

① ストックホルム条約附属書A改正を受けた  
Deca-BDE対策について

## 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)

- 残留性有機汚染物質:POPsとは、環境中で分解されにくく、人や野生生物等の体内に蓄積されやすく、地球上を長距離移動し、人の健康や環境への影響を及ぼすおそれがある化学物質。
- スtockホルム条約(POPs条約)は、このPOPsについて、国際的な枠組みの中で排出削減又は廃絶するため、2001年5月に採択され、2004年5月に発効された。
- 我が国は2002年8月に締結。締約国は、POPsの製造・使用・輸出入の禁止又は規制、非意図的に生成するPOPs(PCB、HCB、PCDD/PCDF等)の環境放出削減又は廃絶、POPs廃棄物の特定・管理・適正処分等の義務を負う。

## 第8回ストックホルム条約(POPs条約)締結国会議の結果概要

- 2017年4月24日～5月5日、ジュネーブ(スイス)において、POPsに関するストックホルム条約(POPs条約)の第8回締約国会議(COP8)が開催され、新たにデカブロモジフェニルエーテル(Deca-BDE)などの物質を同条約の附属書A(製造・使用等が禁止される物質のリスト)に追加することが決定。

## 改正附属書発効までの手続き

- 改正された附属書の発効は、条約事務局が各締約国に通報してから1年後とされているが、通報は未だ行われていないため、現時点において改正附属書Aの発効時期は未定。昨今の傾向を踏まえると今年度の冬ごろに通報されると推定される。
- 国内において、締約国会議で採択された内容に基づき、国内で適正な処理が担保されることが必要。

## ストックホルム条約条文抜粋

### 第三条 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

1 締約国は、次のことを行う。

(a) 次のことを禁止し、又は廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとること。

(i) 附属書Aの規定が適用される場合を除くほか、同附属書に掲げる化学物質を製造し及び使用すること

### 第六条 在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

1 締約国は、附属書A若しくは附属書Bに掲げる化学物質から成り又はこれらを含む在庫及び附属書A、附属書B若しくは附属書Cに掲げる化学物質から成り、これらを含み又はこれらにより汚染された廃棄物(廃棄物となった製品及び物品を含む。)が、人の健康及び環境を保護する方法で管理されることを確保するため、次のことを行う。

(d) 廃棄物(廃棄物となった製品及び物品を含む。)が次のように取り扱われるよう適当な措置をとること。

(ii) 国際的な規則、基準及び指針並びに有害廃棄物の管理について規律する関連のある世界的及び地域的な制度を考慮して、残留性有機汚染物質である成分が残留性有機汚染物質の特性を示さなくなるように破壊され若しくは不可逆的に変換されるような方法で処分されること又は破壊若しくは不可逆的な変換が環境上好ましい選択にならない場合若しくは残留性有機汚染物質の含有量が少ない場合には環境上適正な他の方法で処分されること。

(iii) 残留性有機汚染物質の回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつくような処分作業の下に置かれることが許可されないこと。

## POPs廃棄物適正処理推進に関する検討委員会での検討状況

○ 環境省では、改正附属書Aへの対応を含めたPOPs廃棄物に係る諸課題に対応するため、昨年9月に、「POPs廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、POPs廃棄物処理の制度的なあり方について検討を開始。昨年12月、「POPs廃棄物処理に関する基本的方向性」をとりまとめた。

### ※「POPs廃棄物処理に関する基本的方向性」の概要

- 排出実態や国際動向を踏まえつつ、POPsを高濃度に含有する汚染物等、一連の処理過程において特別な管理を要する性状のものについては、特別管理廃棄物に新たに指定すべき
- POPsを含有する農薬や消火薬剤等、その対象が明確であるものについてはPOPs条約が求める適正な分解処理を制度的に担保するため、例えば、「POPs含有産業廃棄物」と定義して、上乘せの処理基準を規定すべき
- POPsの含有有無の判別が一見して困難であるものについては、関係業界と連携した取組を推進しつつ、今後の国際動向等を踏まえ、引き続き、制度的な対応の在り方を検討していくべき
  - ⇒ 「POPsの含有有無の判別が一見して困難であるもの」には、家電にも用いられている、Deca-BDE等の臭素系難燃剤が使用されている可能性のある廃プラスチックも含まれる。

## 家電製品のDeca-BDEの管理状況

- 昨年12月のPOPs廃棄物適正処理推進に関する検討委員会においては、一般財団法人家電製品協会から以下の説明があった。
  - 家電メーカーにおいては、主に80年代後半から、ブラウン管や電源基板等の発熱部分を覆う一部のプラスチックに難燃剤としてDeca-BDEを限定的に使用していた(その使用状況は、数%程度の含有率)。
  - その後、RoHS指令により2008年以降Deca-BDEの使用が禁止されたが、家電メーカーはRoHS指令に前倒しで対応するため、設計段階からRoHS指令をクリアした材料・部品だけを選択する仕組みを構築し、2007年以降に製造した製品にはDeca-BDEを使用していない。

## 今後の予定

- 環境省においてDeca-BDEを含む廃棄物の処理に関するガイドラインを、制度的な担保に伴い作成するガイドラインと合わせて作成予定。
- 現在でも2007年より前に製造された製品が再商品化処理されていることから、附属書発効以降は、Deca-BDEを含む廃棄物(部品)が再商品化されずに環境上適正な処理がなされるよう、ガイドラインに沿った指導等必要な措置を講じる予定。

## ② 中国による固体廃棄物の輸入規制について

# 中国による固体廃棄物の輸入規制

## 1. 中国政府の動き

### ○ 2017年7月：「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案」を公表

- 2017年末までに環境への危害が大きい固体廃棄物の輸入を禁止すること、2019年末までに国内資源で代替可能な固体廃棄物の輸入を段階的に停止すること、海外ゴミの密輸を徹底的に防ぐことなどを盛り込む

### ○ 2017年8月：「輸入廃棄物管理目録」の公表（施行日：2017年12月31日）

- 生活由来の廃プラスチック（8品目）、廃金属（バナジウム）くず（4品目）などの4類24種の固体廃棄物を「固体廃棄物輸入禁止目録」に追加

### ○ 2017年11月：「固体廃棄物輸入制限目録」に適用される規制基準をWTOに通報

（施行予定日：2018年3月31日）

- 廃電子機器スクラップ中の混入物の重量が総重量の0.5%を超えないことと等を規定

## 2. 環境省での取組

当該輸入規制を受けて、国内資源循環の体制整備を確保すべく、プラスチックリサイクルの高度化に資する設備の導入に対する補助の公募を開始した。（公募期間：11月22日～12月22日）

## 3. 中国の輸入規制強化によって発生する可能性がありうる家電リサイクル制度への影響

- ① 雑品輸出ルート of 縮小に伴う家電リサイクルルートの回収率の改善
- ② 廃プラ輸出の縮小に伴う再商品化率の低減